

第6章 公共施設の景観形成

(1) 景観に配慮した公共施設の整備・管理等

道路や河川、公園等の公共施設の整備や維持管理に当たっては、機能性や安全性を確保するとともに、デザインの質的向上を図り、地域の景観づくりを先導していくものとします。

なお、届出対象行為に該当する規模の建築物・工作物については、景観法第16条第5項に基づく通知を行うものとします。



ふれあい文化館

(2) 景観重要公共施設の選定と整備等

景観重要公共施設は、景観形成上重要な公共施設を位置づけ、整備や占用許可の基準によって、景観づくりを進めるものです。

景観重要公共施設は、本市の景観の形成を図るうえでシンボルとなる公共施設や、一定の広がりのある地域の景観の形成を図るうえで周辺の景観形成への波及効果が期待できる公共施設を指定し、整備方針や占用許可基準等を定めるものとします。